

# 第 1 部 概 況

第1部  
概況

# 第1章 労働争議の調整

## 第1節 労働争議の調整の概況

### 1 取扱概況

#### (1) 取扱件数

令和5年中に取り扱った労働争議調整事件は75件で、このうち前年から繰り越された事件が16件、新規係属事件が59件であった（資料〈統計表〉第1表）。

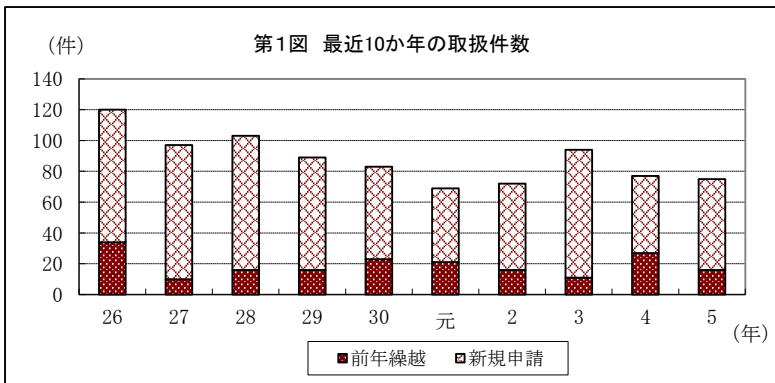
#### (2) 対前年比較

前年に比べて、取扱件数は2件減少し、新規係属件数は9件増加した。

#### (3) 最近の取扱状況比較

最近10年の取扱件数、新規係属件数は令和元年まで減少傾向にあったところ、2年から増加に転じたが、4年は再び減少し、5年は前年と同水準であった（第1図）。

なお、令和5年の新規係属事件59件のうち合同労組関係事件は49件で、83.1%を占めている。



## 2 新規係属状況

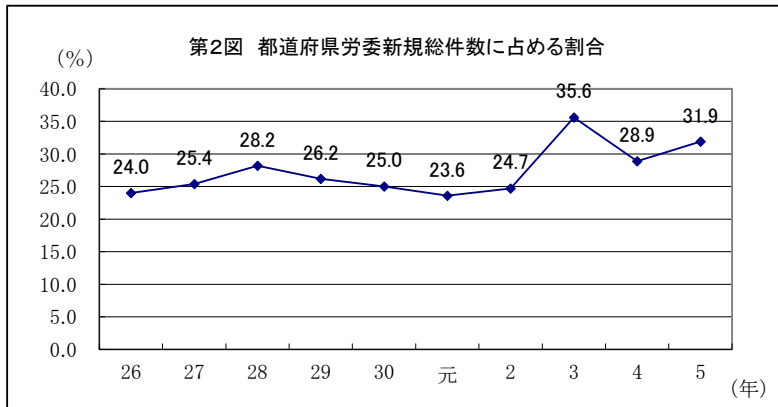
### (1) 調整区分別の状況

令和5年の新規係属件数59件はすべてあっせん事件であり、仲裁事件はなかった（資料＜統計表＞第1表）。

### (2) 全国都道府県労委の新規係属総件数に占める割合

令和5年の全国都道府県労委の新規総件数は185件で、前年より12件増加している。

当委員会に係属した新規件数59件を全国比で見ると31.9%で、前年（28.9%）より増加した（第2図、資料＜統計表＞第2表）。



### (3) 開始事由別係属状況

新規係属事件の開始事由をみると、「組合申請」が49件（構成比（以下同じ）83.1%）と多く、「使用者申請」は10件（16.9%）、「労使双方申請」は0件であった（資料＜統計表＞第4表）。

### (4) 加盟上部団体系統別係属状況

ア 上部団体加盟の有無 新規係属事件のうち、事件当事者である組合が上部団体に加盟しているものは44件（74.6%）、加盟していないものは15件（25.4%）である（資料＜統計表＞第5表）。

イ 加盟上部団体系統別 上部団体に加盟している組合を系統別にみると、連合系15件（34.1%）、全労連系18件（40.9%）、全労協を含むその他11件（25.0%）であった（資料<統計表>第6表）。

**(5) 従業員規模別係属状況**

従業員規模別にみると、299人以下の中小企業に係る争議調整の申請が37件（62.7%）で、このうち49人以下の企業に係るものは21件（35.6%）である（資料<統計表>第9表）。

**(6) 産業別係属状況**

産業別にみると、「運輸・郵便業」が11件（18.6%）で最も多く、以下「教育・学習支援業」が9件（15.3%）と続いている（資料<統計表>第11表）。

**(7) 調整事項別係属状況**

調整事項をみると、「団交促進」が35件で最も多く、次いで「解雇」が28件、「その他の労働条件」が10件となっている（資料<統計表>第13表）。「団交促進」を交渉事項別にみると、「解雇」が16件で最も多くなっている（資料<統計表>第14表）。

**(8) あっせん員の構成**

あっせん員の構成別にみると、「事務局職員構成」が39件（66.1%）、「公・労・使委員三者構成」が20件（33.9%）となっており、「公益委員のみによるもの」はなかった。（資料<統計表>第15表）。

### 3 終結状況

**(1) 終結件数・終結率**

令和5年の取扱件数75件のうち、59件が終結した。終結率は78.7%で、前年より0.5ポイント減少した（資料<統計表>第1表）。

**(2) 終結区分**

終結区分別にみると、「解決」22件、「取下」5件、「打切」32件となっている（資料<統計表>第1表）。

(3) **解決率**

解決率は40.7%で、前年より17.5ポイント減少した（資料<統計表>第1表）。

(4) **解決事件における解決案提示の有無**

解決した22件について、調整員による解決案の提示の有無をみると、「提示あり」1件、「提示なし」21件となっている（資料<統計表>第17表）。

(5) **申請取下の理由**

取下5件のうち、「調整拒否」が4件（80.0%）などとなっている（資料<統計表>第18表）。

(6) **調整打切の理由**

打切32件については、「調整拒否」が17件（53.1%）、「当事者主張固持・歩みより困難」が15件（46.9%）となっている（資料<統計表>第19表）。

(7) **所要日数**

ア 所要日数区分別の状況 終結事件の所要日数区分による分布は、第1表のとおりである。

イ 終結区分別所要日数の最短・最長

(ア) 解決事件 最短は13日で、最長は483日であった。

(イ) 取下事件 最短は15日で、最長は191日であった。

(ウ) 打切事件 最短は2日で、最長は296日であった。

ウ 平均所要日数 終結事件の平均所要日数は84.3日で、前年より28.8日短くなった（資料<統計表>第16表）。

第1表 終結事件所要日数区分分布

日数 \ 終結区分	総数	解決	取下	打切	不調	裁定
総数	59	22	5	32	-	-
9日以内	8	-	-	8	-	-
10日～19日	6	2	1	3	-	-
20日～29日	5	1	2	2	-	-
30日～59日	9	3	1	5	-	-
60日～89日	11	4	-	7	-	-
90日～179日	13	9	-	4	-	-
180日以上	7	3	1	3	-	-

## 第2節 争議実情調査

### (1) 取扱件数

労働委員会規則第62条の2の規定に基づく争議実情調査について、令和5年の取扱件数は119件で、そのうち前年からの繰越件数は33件、新規調査開始事件は86件であった（資料＜統計表＞第20表）。

なお、新規調査開始件数は、すべて労働関係調整法第37条に基づく争議予告通知により調査を開始したものである。

### (2) 対前年比較

前年に比べ、取扱件数は12件増加し、新規調査開始件数は10件増加した（資料＜統計表＞第20表）。

### (3) 業種別争議実情調査開始状況

新規調査開始事件86件を業種別にみると、「医療業」が67件、「廃棄物処理業」が15件、「運輸・通信業」が3件となっている（資料〈統計表〉第21表）。

#### (4) 終結状況

取扱件数119件のうち、87件が終結し、これらは全て実情調査中に争議が解決したものであり、打切はなかった（資料〈統計表〉第20表）。